

厚生省「第 29 回 医療情報ネットワーク基盤検討会」 電子処方箋の運用ガイドライン案を提示

2016/2/10

2月10日に開かれた医療情報ネットワーク基盤検討会（座長：大山永昭・東京工業大学像情報工学研究所教授）では、「電子処方箋の運用ガイドライン案」が提示された。処方箋の電子化については2010年に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」においてその検討が記載され、国の実証事業などを経て同検討会が2013年3月に報告書を公表後、ガイドライン作成に入っていた。また日本再興戦略2015（2015年6月閣議決定）では、2015年度末までに電子処方箋運用のためのガイドラインを策定することとされており、そのスケジュールに合わせた形となる。

ガイドライン案に示された電子処方箋の運用イメージは、医療機関が発行した電子処方箋や診療情報を薬局がサーバー経由で取得し、患者に服薬指導や薬剤の交付を行うというもの。調剤結果はサーバーを介して医療機関に通知され、患者の電子版お薬手帳にも反映される。電子処方箋への移行中で紙と電子の処方箋が混在する期間は、医療機関が電子化された情報にアクセスするための処方箋IDと従来通りの処方内容が記載された「電子処方箋引換証」を発行する。薬局が電子処方箋に対応していない場合は、この引換証を紙の処方箋として処理し、調剤できる。

電子処方箋導入による医療機関・薬局のメリットとしては「情報の共有化により医薬品の相互作用やアレルギー情報の管理が進み、医療の安全確保が向上すること」「紙の処方箋の印刷・管理コストの削減、偽造や再利用の防止」などが、患者や家族のメリットとしては「電子版お薬手帳との連携により、自らの服薬情報を電子的に管理できること」などが挙げられている。

■地域差・導入コスト等へのフォローが焦点に

ガイドライン案において電子処方箋の運用開始は、既に患者情報を電子的に共有している地域医療連携ネットワークが整った地域からと想定されており、地域医療連携ネットワークとともに、電子処方箋も普及させていくイメージとされている。これを受けて石川広己構成員（日本医師会常任理事）は「電子処方箋運用の前提となっている地域医療連携ネットワークの安全性の確保が不十分。全国で均等に整えていく努力をする必要がある」と訴えた。また、田尻泰典構成員（日本薬剤師会常務理事）は、薬局がシステムを導入する際のコストなどに対して十分な配慮を求めた。

本日の検討会での意見を受けて、事務局と大山座長、山本隆一構成員（東京大学大学院医学系研究科特任准教授）がガイドライン案を修正して公表する見通し。また、電子処方箋運用には処方箋の電子的な作成・交付・保存を法的に可能とする必要があるため、厚生労働省はガイドライン策定と併せて、e-文書法に基づく厚生労働省令の改正を今年4月に行う予定。省令の改正に際しては、パブリックコメントを募集する。